

第7回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年1月30日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之
18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

9番 樋富 美行

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光 9区 吉積 幸二

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」
- 議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

- 報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について」
- 報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」
- 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

その他

- 令和5年度 農地の賃借料情報の提供について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

本日は、今年初めての例会ということで、明けましておめでとうございます。一年間宜しくお願いたします。

それでは、小松島市農業委員会 第7回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、8番豊田泉朱委員、17番森博之委員をご指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、9番樋富委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いたします。

事務局（次長）

議案第1号のご説明の前に、事務局から提案がございます。先月と同様、今月の案件にも5条の営農型太陽光発電の転用許可に関連する案件がございます。5条の転用に関わる案件につきましては、次の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」と併せて、ご説明させていただければと考えております。今月の5条申請に関わる営農型太陽光発電施設の案件は整理番号3番から5番となりますが、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは、事務局から、提案がございましたので、整理番号3番から5番につきましては、議案第2号の審議の際に、一括審議するという形でよろしいでしょうか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番から5番の3件を除く「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より、説明をお願いたします。

事務局（次長）

ありがとうございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、全部で5件、8筆ですが、整理番号3番から5番の3件、4筆につきましては、ここでの説明は省かせていただきます。なお、整理番号2番につきましては、営農型太陽光発電設備に係る案件ではございますが、今月の5条申請とは別の案件となりますので、私の方からご説明させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積305㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は譲受人の居宅に隣接しており、本来であれば譲受人が耕作のために取得したかったようなのですが、当時は下限面積要件があったために、譲受人の兄が代わりに取得したという経緯がございます。その後現在まで、耕作は譲受人が行ってきております。この度、下限面積要件が廃止されたこと、兄の死後、未相続土地となっていた申請地の相続登記が完了したことから、譲渡人と譲受人の間で、実際の耕作者と所有者を一致させたいという話になり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

13番 服部委員

榎渕の服部です。現地を確認したところ、何の問題もないので、ご審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番につきましては、営農型太陽光発電設備に係る区分地上権の設定の案件となります。実は、こちらの案件は、おとしになります。令和4年11月の総会において、5条の営農型太陽光発電設備の更新のご審議をいただいた際に、3条の区分地上権の設定も更新するというごことで、お諮りすべきだったのですが、その手続きができておりませんでした。事務局が制度を理解し、事業者にも適切に手続きの案内をすべきところ、その認識が不足していたということで、大変申し訳ございませんでした。今後は、このようなことのないように、十分に確認しながら、適切な事務処理に努めてまいります。

それでは、説明の方に移らせていただきます。

整理番号2番の3筆につきましては、令和4年11月の第29回総会において、令和2年1月20日に営農型太陽光発電設備の一時転用で許可を受けた案件の更新の審議をしております。施設設備に変更なく、農業振興地域整備計画への支障がないことの確認、原状回復計画書の提

出、設備の下部で行う水稻の収量も基準を満たしており、その他、転用に係る諸要件を確認したところ、適正であると判断されました。総会において、承認いただきましたので、その後、県農業会議の常設審議委員会にお諮りし、徳島県知事より令和5年1月20日付で許可を得ております。

この5条許可の審議の際に、3条の区分地上権については、当事者間での地上権設定契約が、営農型太陽光発電事業が終了するまで存続するとされていることから、3条許可の更新は不要であるというようなお説明をさせていただいております。しかし、国の通知等により、3条許可の許可日と許可の期限は、5条許可に合わせるものとされていることから、5条許可を更新する際には3条許可も更新が必要である、と考えられます。

本来なら、5条許可が下りた令和5年1月20日に3条も許可するべきですが、遡ることが難しいため、本日、ご承認をいただけましたら、本日付で許可とさせていただきたいと思っております。

3条の区分地上権の許可要件につきましては、設定を受ける方が耕作をするわけではございませんので、耕作者の要件を満たす必要がなく、営農型太陽光発電設備が周辺の農地に影響を及ぼさないかということと農地に賃借人などの耕作者がいる場合は、その方の同意を得ているかということのみでございます。周辺の農地への影響は、おととしの総会で、5条許可の際にも影響がないことを確認しておりますし、今回の申請にあたりましても、問題がないものと考えております。また、申請地は、使用貸借権による利用権が設定されておりますので、使用借人の同意書を添付していただいております。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えます。

なお、補足ですが、区分地上権を設定することで、太陽光発電設備の設置者である〇〇は、農地の所有者や耕作者に許可を得ず、メンテナンス等のために農地に立ち入ることが可能となるため、農地所有者自身が太陽光発電施設を設置する場合を除き、5条と3条を併せて申請いただいております。今回のケースでは、3条を5条と併せて許可することができておりませんが、関係者に確認したところ、この間、実質上の問題は生じていないということでございました。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議を宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

事務局から説明がありました。この案件と併せて審議するべき5条の案件は、令和4年11月の総会で審議済みですので、その際にも担当委員さんからご意見を伺っているところではありますが、担当の舩越委員さん、その後、何か変化があったこととか、付け加えることなど、補足事項があればお願いいたします。

15番 舩越 委員

坂野の舩越です。現地確認したところ、周辺地域に何も影響もなく、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、整理番号3番から5番の3件は、議案第2号の際に一括審議といたしますので、以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は4件、11筆ですが、先ほどご承認いただきましたので、営農型太陽光発電設備に係る整理番号2番から4番の3件、4筆につきましては、後ほど、3条許可申請等と併せてご説明させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について、全部で7件の申請とはなっておりますが、内容が全て同一利用であることから一括してご説明させていただきます。

申請地は田7筆、合計面積4,940.68㎡、転用目的は物品販売店舗でございます。

転用者は、〇〇を中心にドラッグストアを営んでいる〇〇でございます。

申請地は主要地方道である県道〇〇線に隣接し小松島市内へと通じるため交通利便性に優れており、土地所有者からも賃貸借の同意が得られたことより、この度の5条申請となりました。

申請地は市街化調整区域の農業振興地域にある農地であります。農用地区域からの除外が行われており白地でございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されることから転用許可は可能となります。

この地域には土地改良区がないことから上申書が提出されており、それには万が一第三者から異議・苦情等の申し入れがあった場合には事業所にて対応し解決するとされています。排水については、県道沿いの水路を所有している徳島県より同意を得ております。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、周囲をコンクリート擁壁で囲み、駐車場部分は良質の山土にてかさ上げを行いアスファルト舗装とし、店舗部分は再生砕石にてかさ上げを行うことから支障はないと考えます。

以上のことから、申請にかかる用途にと遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

また、この案件につきましては、2種農地であります。一体利用する転用面積が3,000㎡を超えていることから徳島県農業会議の諮問案件であることを申し添えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

2番 朝日委員

問題はありません。この話は、2、3年前から、〇〇ができる前から聞いておりましたので、あと、現地を見に行っただので、大丈夫だと思います。宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
続いての整理番号2番から4番については、議案第1号の整理番号3番から5番との一括審議となります。事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

営農型太陽光設備の5条の案件は、3条だけでなく、議案第3号の農地法第5条許可後の事業計画の変更申請にも関わってくる案件でございますので、議案書の朗読は、営農型に係る3条、5条、5条許可後の事業計画の変更、と続けてさせていただきます、その後、案件ごとに、順番にご説明させていただきます。

まずは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、整理番号3番から5番、申請件数3件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（局長）

続きまして、議案書の3ページ及び4ページをお願いいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、整理番号2番から4番、申請件数は3件、4筆です。順番が違っておりますが、申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（局長）

続きまして、5ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」、申請件数3件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、転用計画者、変更前申請内容、変更後申請内容、許可日、許可番号、変更申請日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、関連する内容は併せて、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

5条の使用借人は、営農型太陽光発電を手掛ける〇〇で、使用貸人は〇〇在住の〇〇でございます。また、下部農地の耕作者は農地所有者、〇〇より耕作における利用権の設定を受けた〇〇です。

本案件は先月第6回総会にて3条及び5条申請についてご審議いただき、農業委員会として不適当項目はないとの議決をいただきましたが、転用面積に相違があることから改めてご審議いただくこととなりました。事務局として確認が不十分であったことにつきまして、お詫び申し上げます。なお、改めてご審議いただくにあたり、3条は10ページの報告第1号、5条は11ページの報告第2号にそれぞれございますように、許可申請の取下願が提出されていることを報告いたします。

次に、許可後の事業計画の変更申請がなされた理由を申しますと、この案件は令和3年2月12日に県より許可がでておりその計画に基づき施工を予定していました。しかし、施工時パネルの設置をする際、当初は露地栽培にて行う予定でしたが部材発注段階で横幕を設けたハウス型にした方が収穫時期を早めることができ、収量を上げることができるとの意見がありました。ハウス型にするには現在のパネルの配置では設置面積が大きくなることから、全部で12列あったパネルを2枚一組とし6列とし、1列当たりのパネル枚数も6通りであったものを2通りにすることで、効率的にハウス型にできるとの判断で変更を行ったとのことです。

このことから計画当初と比べて支柱の本数は72本から54本になり、1本あたりの面積が0.038㎡であることから、この面積に18本分0.684㎡少なくなり2.746㎡から2.062㎡となります。本来なら、施工前に農地法第5条許可後の事業計画の変更申請書を提出し許可を受けるべきでありましたが、事業所内において工事担当者から事務担当者へ報告することを失念していたことから、この度の更新申請と合わせて変更申請が提出されることとなりました。

また、議案第1号の整理番号5番における3条申請につきましても、第6回総会においてご審議、ご承認いただいておりますが、5条許可申請を改めて審議いただくにあたり、併せて3条許可申請についてもご承認をいただくものでございます。

作付作物はブルーベリーで、太陽光発電施設の支柱の高さは、最低で3.5m、最高で3.778mと国の示す基準を満たしており、支柱の間隔も2～4.45メートルの幅を確保しており農作業には十分なスペースを確保しています。また、太陽光発電設備の下部での単収は、現在は育苗中であることから収穫はございませんが、令和6年度より地域の平均的な単収の80%である210kgを見込んでおり、こちらも国の示す基準である8割以上をクリアする予定でございます。知見を有する者の意見においても、必要な農作業や肥培管理等が行われており育成状況も順調でこの結果からこの遮光率であっても育成に十分な照度が確保されているとのことです。

周辺農地への影響については現在もハウスの中で栽培されていることや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

なお、こちらの申請につきましては、耕作者は認定農業者でございますが、この3年間にブルーベリーの収穫ができていないこと、また申請者が他の地域においてブルーベリーの耕作実績がないことから、3年間としております。従いまして、5条の許可が下りた場合、3条許可も3年間となります。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから議案第2号の整理番号2番、議案第3号の整理番号3番については、許可やむを得ないと思わ

れます。また、この案件につきましては、徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

なお、3条の区分地上権につきましては、先月の総会にてご説明させていただいている内容と同様でございますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、営農型太陽光発電にかかる区分地上権の設定の許可基準のうち、周辺の農地への支障の有無につきましては、現在、ビニールの横幕の中で栽培されていることや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないものと思われまます。また、賃借人等の同意の有無につきましては、利用権の設定を受けている耕作者の同意を得ているとのことですので、3条許可に当たり、問題はないものと考えております。また、3条の許可日と許可の期間につきましては、先ほどご説明いたしましたが、5条許可に併せるとい形となります。以上のことから、5条に付随して申請しております、議案第1号の整理番号5番につきましても、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、先月もご意見をお伺いしておりますが、他に何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

坂野の川瀬です。以前にも、出た案件なんですが、ただいま説明いただいたとおりでございます。高設の太陽光に関する、広さの変更とか色々ありましたが、説明いただいたとおりでございます。ご審議宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号の整理番号5番、議案第2号の整理番号2番、議案第3号の整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号5番、議案第2号の整理番号2番、議案第3号の整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、次の案件について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

続きまして、5条の整理番号3番、4番と、3条の整理番号3番、4番、また5条許可後の事業計画の変更の整理番号1番、2番につきましては、関連する内容となりますので、こちらを併せてご説明させていただきます。

申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新であります。

借人は営農型太陽光発電を手掛ける〇〇で、貸人は〇〇でございます。また、下部農地の耕作は農地の所有者である貸人である〇〇が行います。

この申請は、令和3年3月25日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けています。

この度、3年の期限を迎えることから、再度の一時転用の5条許可申請が提出されました。

また、この5条申請に併せまして、議案第3号の整理番号1番及び2番にございますように、農地法第5条許可後の事業計画の変更申請も提出されております。これは、当初の計画では周囲にフェンスを設置することとしておりましたが、申請地が農地の一団の中に存在する事また、収穫作業の妨げになることから設置しておらず、この部分の転用が不要となったことから、〇〇においては0.495㎡から0.399㎡へ、〇〇は5.728㎡から5.525㎡となったことからこの度の事業計画の変更申請書の提出へと至りました。

これらの変更は、作付け等を行っている場所ではないことから営農型発電施設の下部の農地面積に変更はなく、また偏光率も変わりはありません。

なお、議案第1号の整理番号3番、4番の農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、これからご説明する議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に基づき許可することとなりますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号の整理番号3番の申請地は〇〇駅より東へ約1.5kmに位置し、整理番号4番については同じく東へ約750mに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、農用地区域内農地にあるおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は、基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ問題ないとの回答を得ております。

営農状況について整理番号3番にてご説明いたしますと、農作物の状況報告書によりますと、令和3年度にはパネルの設置が完了した8月までの間は除草のみでありましたが、その後、耕運や元肥を行い、10月には最初の植付けを開始し追肥をしつつ12月まで植付け作業を行ったことで、令和3年度中の収穫はありませんでした。

令和4年度には草刈りや追肥を行い、5月20日に初めて刈り取りを行い5kgの収穫がありました。その後、6月より10月の間に6回の刈り取りを行い計50kgの収穫となりました。しかし、品質が不良でありまた地域での平均的な収量の8割を収穫しなければならないことから設置基準を満たしてはいません。収穫が十分行われなかった理由として、知見を有する者である株式会社〇〇代表取締役〇〇氏によりますと、水はけ、日当たりがよくすぐに乾燥する圃場であることから水が不足していると思われることから、今後は水量を従前の2倍にし、それに加え、肥料も1.2倍から1.5倍程度にすることで収穫の増加を図ることとしています。

また、整理番号4番においても収穫量が120kgと地域での平均的な収量の8割を満たしておらず、こちらの圃場については、原因として元肥（もとごえ）が不十分であった可能性が高く夏以降の生育が不良であったことから植え付け前に追肥を多くすることで収量の増加を図ることです。

それから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、造成等はないため、問題はないものと思われれます。また、万が一、被害が生じた場合には、賃借人が責任を持って解決するとのことです。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号3番及び4番については許可やむを得ないと思われれます。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

なお、3条の区分地上権の設定の許可基準につきましては、通常の3条許可の要件である、所有する農地すべてを耕作することや農業の経験、耕作日数、農業用機械の所有状況、通作距離などの要件、つまり耕作をするための要件を満たす必要はございません。区分地上権の設定を許可する要件は2つございまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営

農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、先ほど、ご説明したとおり、問題はないものと思われまして、万が一、被害が生じた場合には、転用者が責任を持って解決するとのことでした。

次に、賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、申請地には、賃貸借などの権利は設定されておりませんので、耕作者の同意は不要ということで、3条許可にあたって問題はないと思われまして。また、3条の許可日と許可の期間につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、5条に併せるといふ形となります。

以上のことから、5条に付随して申請しております、議案第1号の整理番号3番及び4番につきましても、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の村岡委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 村岡委員

1月13日に現地を確認してまいりました。栽培作物は、ドクダミということでした。行った時にはもう枯れておりましたので、残骸があったといいますか、太陽光発電設備の下には黒のマルチが敷かれ、植えられた痕跡はありました。周りの田んぼにどうこうということはないと思われまして、今回は更新ということなので、別に何も無いと思われまして。審議のほどを宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号の整理番号3番、4番、議案第2号の整理番号3番、4番、議案第3号の整理番号1番、2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号3番、4番、議案第2号の整理番号3番、4番、議案第3号の整理番号1番、2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で営農型太陽光発電施設に係る一括審議を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は14件、31筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定等する者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

7ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第4号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第4号については、可決と認めます。

以上で、議案第4号を終了いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

こちらの案件は、先ほど、局長の方から説明させていただきましたが、議案第1号の整理番号5番の案件を再度お諮りするにあたり、12月にご承認いただいた第6回総会の議案第1号の整理番号9番を取り下げるものでございます。本件は、3条許可ではございますが、営農型太陽発電設備に係る区分地上権の設定でございましたので、5条許可に併せて許可をするということで、12月総会後も許可が保留となっておりますので、許可の取消ではなく、取下という形で受理しております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

こちらの案件も、先ほどの報告第1号と同様でございます。議案第2号の整理番号2番の案件を再度ご審議いただくにあたり、先月の第6回総会の議案第2号の整理番号3番を取り下げるということをごさいますして、許可申請の取下願を受理しております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページ及び13ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数7件、12筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和5年度 農地の賃借料情報の提供について」

事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の1ページの下段に、これからご説明させていただく、その他の案件の「令和5年度 農地の賃借料情報の提供について」が抜けておりました。差し替えは省かせていただきますが、大変申し訳ありませんでした。

それでは、お手元にお配りしております、「資料1 令和6年に公開する予定の賃借料」をご覧ください。

農地法第52条の規定により「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされています。

平成21年12月に改正されました「農地法の一部を改正する法律」の施行により、従来の標

準小作料制度が廃止され、これに代わり同年12月11日付け農林水産省より通知された「農地法の運用について」では、「農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること」とされ、算出された賃借料については、ホームページや広報などで広く提供することとされています。

それでは、令和6年に公開する予定の賃借料情報として収集・集計されたデータについて、ご説明いたします。

お手元に配布させていただいております資料をご確認ください。

この表につきましては、令和5年1月から令和5年12月までに小松島市内で締結、公告された賃借料情報をもとに集計し、物納の場合は、米1袋30kgを5,800円と金額換算しております。

表中の賃料の平均につきましては、特別の事情により取引されたと思われる異常値、異常に高い、安いなどのデータにより平均値の信頼性が損なわれないよう、まず全体の平均値を求め、全体の平均値の1.7倍を超えるもの及び0.3倍未満のものを特殊取引として除外のうえ算出した値でございます。

また、金額は100円未満を四捨五入のうえ100円単位といたしております。

なお、表中の賃料の最大、最小につきましては、特殊取引を除外する前の金額を表示しております。

この賃借料情報は、あくまでも小松島市で昨年1年間に締結（公告）された平均値でございますので、この価格で必ずしも契約をする必要はございませんが、お問い合わせがあった場合の参考としていただければと考えております。

なお、本日ご確認いただいております賃借料情報につきましては、「小松島市のホームページ」及び「広報こまつしま3月号」にて公表する予定となっております。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま事務局より説明がありました。

何か質疑はございませんか。

13番 服部委員

質問いいですか。全区域、平均価格ですが、7,600円。これは、10アールに対して米一俵の値段ですかね。土地の値段か。物納なので、米一俵ですよ。米一俵が今なんぼするかわっていますか。これはどこの試算をしていますか。それを聞きたいんですよ。7,600円、全区域。小松島には産地出していますと。〇〇の今の一俵の平均値が、いくら。ちょっとびっくりしているんですけど。これだったら、私、ここに全然売ってほしいんですけど。たぶん、今、〇〇の一俵が、未整備で、5,900円より下だと思います。これで貸していますと言われたら、農地を預かっている身としては、まあまあ。会長もご存じのとおり、これ、お米しよう人、すごいな、と。

議長（青木会長）

お米一袋を渡したらいいという考えやな。

13番 服部委員

けど、値段でいくのであれば。で、これ、中間管理機構を通しては、今いくらかわかりますかね。物納でなくお金でいっているの。去年までたぶん5,000円だったような気がする。今年に関しては7,600円に上がっているのか。

議長（青木会長）

ほら、上がとらんだろう。これは平均でいっているということなんで、極端に言えば、無農薬だから10,000円で売っているとかいうような感覚があるけん、そうだったんかな。

13番 服部委員

これはどこを基本的に平均を出したのか、どれを算出して、センサスとかそういうのを使って出しているのか、何を参考にして出しているのか、これを出されると、先ほど、これを参考にして公表をお願いしますと言われたけど、さすがに…。

事務局（次長）

はい。まあ、あの、これを参考に、問い合わせなどがあつた場合には、ということだったんですけど。この元になったデータと言いますのが、毎月、総会でお諮りしている、今月もあつたんですけど、農用地利用集積計画で、ご審議いただいていますけど、この利用権を設定している分を、公告したものを集計、平均したものになるんですけど。先ほどもご説明させていただいたんですけど、全体の中で、いわゆる異常値と言いますか、大きすぎる金額、少なすぎる金額も合わせたくて、一旦平均を出して、その仮の平均から見て、1.7倍より大きい金額とか0.3倍未満の小さい金額のものは除けて、平均を算出しております。

13番 服部委員

小松島市でお米をしている人は全部知っていると思うんですけど、たぶんこれが出て、これが出回ったたら、多分市が出しとったら、まあまあの…と思いますけど。

正直これが正確ではないんじゃないかと思ひ、異議を唱えました。〇〇の一等米がいくらか知って、中間管理機構を通していくらでいっているかを検討して審議し直してもらいたいか、と。

事務局（次長）

今回の賃借料の平均と言いますが、服部委員さんは異論があるとのことなんですが、利用権をまいた1年間の結果の平均ということになりますので、それ以上の回答ができないというのが現状です。申し訳ないんですが、実際の先ほどおっしゃった〇〇さんとの取引と違うというようなお話もあるかもしれないんですが、公開する情報としては、この金額以外は出せませんので、この金額はこれから新たに利用権をまかれる方とかに、あくまで参考ですので、これでは引き受けできないとかあるかと思うんですけど。

13番 服部委員

ちょっと気になったんが、これを元にして説明してくださいみたいな感じだったんで。

事務局（次長）

これはあくまで参考意見で事務局が出している資料ですので、何か参考になるものはないのかなというお声があつたときに、例えば市のホームページに賃借料の平均ありますよ、とか広報の3月号に載ってますよ、ということをおっしゃっていただけたら、特にこれについて委員さんに責任とかそういうことはありませんので。

13番 服部委員

これが出たときに、農家さんに誰がこれを出したんだと言われる可能性があるんで、一応お伝えしておこうかと。お米しよう人は、たぶん無農薬以外の人はわかると思う。〇〇が今、〇〇で

売ってるのが、税込みで7千くらいで。わかってもらえると思うけど。わかりました。すみません。

議長（青木会長）

他に何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

質疑等がないようですので、「令和5年度 農地の賃借料情報の提供について」は、承認といたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時35分

会議録署名委員

8番 豊田 泉朱 委員

17番 森 博之 委員